

3 用語の説明（五十音順）

あ

あんしん入居制度

保証人がいないなどの理由で賃貸住宅への入居が困難な障害者や高齢者等が円滑に入居できるよう、保証人に代わる役割を行う。財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが実施。

ウェブ・アクセシビリティ

心身の機能に制約がある方でも、ウェブ(ホームページ)で提供される情報を音声読み上げや文字拡大などにより得やすくすること。新宿区では、障害者や高齢者、子どもなどが新宿区のホームページを利用しやすいよう、平成17年1月4日より新宿区公式ホームページにウェブ・アクセシビリティ支援ツール「WebUD」(ウェブユーディー)を導入した。

S T (言語聴覚士 Speech Therapist)

音声機能、言語機能、摂食・嚥下機能、又は聴覚に障害のある者、それが予測される者に対して、その機能の維持向上やコミュニケーション力等向上を図るために援助を行ったりする国家資格の専門職のこと。

O T (作業療法士 Occupational Therapist)

身体や精神に障害のある者、またはそれが予測される者に対して、手先や目の動き等の応用的動作能力又は適応能力の回復や維持及び開発を促すことを目的に作業活動を用いて、援助を行ったりする国家資格の専門職のこと。

か

企業内授産

企業が授産所などに仕事を発注し、授産所などの利用者が指導員のもと施設外で作業に従事する活動。

緊急通報システム

身体の不自由な方や高齢者などが、急病等緊急のときに専用のペンダントを押すと、東京消防庁へ通報されるシステム。

ケアホーム(共同生活介護)

生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営むうえで、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援が必要な障害程度区分2以上の者が、世話人等の支援を受けながら生活する場。

ケアマネジメント

介護保険制度のもとで、要介護認定を申請し、要介護者とされた高齢者に対する介護サービス、または介護サービス計画(ケアプラン)に基づき、地域の社会資源を連絡・調整する技術。

平成15年4月以降、障害者福祉の分野でもこの技術が導入され、福祉サービスを利用しようとする障害者に対してサービスを提供する。

こころのバリアフリー

障害に対する差別や偏見、誤解や理解不足などからくる「こころの障壁(バリア)」を無くし、社会の中で障害があることによる不利益を受けることなく、障害がある人もない人も共に生活できる社会を実現していくこと。

個別指導計画

個別の教育支援計画に示された、学校での支援目標を具体化した指導計画。特別支援教育においては、一人一人の障害の状況や教育ニーズに応じた教育を行うため、この個別指導計画を作成し、学期ごとに評価して多角的に検討し、児童・生徒の実態に応じた適切な指導を行う。幼稚園・子ども園においても、特別な教育的な支援や配慮を要する幼児の保育を行うため、個別指導計画を作成している。

(※)「個別の教育支援計画」

教育、保健・医療、福祉、労働等の連携に基づき、乳幼児期から学校卒業までの一貫性のある支援を行うことを目的として、学習障害等を含め障害のある児童・生徒一人一人のニーズに応じて作成される計画。

個別支援計画

指定障害者福祉サービス事業者(障害福祉サービス事業を行う事業所)が、利用者や家族などの意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施するための計画。利用者や家族への個別支援計画の説明と同意、実施状況の把握、定期的にご利用者や家族などと懇談を行い、計画の見直し変更を行う。

コミュニティショップ

新宿区では「ふらっと新宿」で、障害者、非就業若年者、高齢者等の就労訓練や社会貢献等を支援している。

「ふらっと新宿」は、主に区内の空き店舗を利用して就労支援者(ジョブサポーター)と障害者等のスタッフが共同して運営しており、一般就労への移行による職業的な自立や社会参加等を支援する。平成20年12月現在4店舗営業している。

グループホーム(共同生活援助)

就労しまたは就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な障害程度区分1以下の者が、世話人等の支援を受けながら生活する場。

グループホーム(共同生活援助)通過型

グループホームのうち、病院や施設等から地域生活へ移行することを目指し支援をする。利用期間は、最長3年間。

災害時要援護者登録名簿

新宿区では、災害発生時に、必要な情報を把握し、自らを守るなど適切な防災行動をとることが困難な方(災害時要援護者)を、本人の申し出により事前に把握し、迅速・確かな援助ができるように名簿を作成している。

サテライトオフィス

企業や団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。通勤による混雑を避け、勤務者の自宅により近い所で、本拠で行う業務と同等の仕事が行えるよう情報通信設備を整え設置したオフィス。

新宿区では、精神障害者等の就労支援として、電車通勤や職場の環境変化への適応に不安を抱える方等が、身近な場所で就労支援者から障害に応じたサポートを得ながら、就労訓練により社会生活への適応方法・健康管理を学び、安定的・継続的に働くことを目指している。(平成21年2月現在、就労支援室内及びふらっと新宿4号店(四谷店)内の2箇所)

サービス利用計画

介護保険制度におけるケアプランの作成に似ており、障害者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて指定相談支援事業者が作成する。指定相談支援事業者は障害者の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案して、利用するサービスの種類、内容等についての計画をたてるとともに、サービス提供が確保されるよう関係機関との連絡調整等を行う。

また、サービス利用計画作成費の対象者は、次の3つのいずれかの条件に当てはまる場合に利用できる。

- ①障害者支援の施設からの退所等に伴い一定期間、集中的に支援を行う必要がある
- ②単身で生活をしている、または同居家族が障害・疾病等のためにサービス提供事業所と連絡調整が困難である
- ③重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けられる方が、その他の障害福祉サービスの支給決定を受けた場合

支援費制度

障害者自らがサービスを選択し、サービスを提供する事業者との契約によりサービスを利用する仕組み。障害者の自己決定を尊重し、利用者の立場に立った福祉制度を構築するために設けられ、平成15年度から平成17年度まで実施された制度。対象となるサービスは、身体障害者、知的障害者、障害児の居宅サービスと施設サービス。

社会的入院

病状が回復・安定し、退院が可能であるにもかかわらず、患者や家族等の生活上の都合で、長期に入院を継続せざるを得ない状態のこと。精神障害者の場合は、数年から数十年という極めて長い入院生活を送っている者がいる。

社会福祉士

社会福祉に関する専門的な知識と技術をもち、身体上、精神上の障害、または環境上の理由により日常生活を営むうえでの支障がある者を対象に、各種相談に応じたり、助言や指導、援助を行ったりする国家資格の専門職のこと。

就労支援コーディネーター

障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が地域で安心して働き続けられるよう、関係機関と連携を図り、職業相談・就職準備支援・職場定着支援などを行う者。また、生活支援コーディネーターと連携し、障害者の就労・生活を一体的に支援する。

障害者自立支援法

障害者の地域生活と就労を進め自立を支援するという目的で、障害者基本法の基本的理念に基づき、これまで身体障害者、知的障害者、精神障害などの障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス・公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとして、平成18年に施行された法律。

障害児等タイムケア事業

障害のある中高生を対象に行う放課後等の日中活動支援。社会生活のマナー習得や友人関係の構築等が期待される。

新宿区では、主に知的障害のある小中高生を対象に地域生活支援事業の日中一時支援の事業として実施。

新宿区交通バリアフリー基本構想

障害がある人もない人も誰もが安心して暮らせる住み良いまちづくりを目指し、公共交通機関や道路などをバリアフリー化し、安全で快適に利用できるようにすることを目的として策定した構想。

新宿区子ども家庭サポートネットワーク

児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づく要保護児童対策地域協議会のこと。

発達支援部会、虐待防止等部会、子ども学校サポート部会があり、発達支援部会では、障害等のある児童・生徒等の乳幼児期から学校卒業後への円滑な移行を図るため、保健、医療、福祉、教育、労働等、区をはじめ関係機関等の連携に基づく相談支援体制。乳幼児期と学齢期、学齢期と卒業後の生活が円滑に移行できるよう、支援の目標・内容・方法とともに、ライフステージに応じた関係機関が連携する。

スーパーバイザー

熟練した指導者や経験豊かな職員、専門知識のある医師や学識経験者等が、福祉施設や関係機関等において支援を行っているケースワーカーや支援員等に対して、よりよい援助ができるように具体的に指導や助言を行う。

生活支援コーディネーター

障害者が地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携を図り、日常生活の支援・安心して職業生活を続けられるための支援・豊かな社会生活を築くための支援・将来設計や本人の自己決定支援などを行う者。また、就労支援コーディネーターと連携し、障害者の就労・生活を一体的に支援する。

精神保健福祉士

精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神疾患の医療を受け、または社会復帰施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行ったりする国家資格の専門職のこと。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などによって、物事を判断する能力が十分でない方について、その方の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度。

た

退院促進のためのモデル事業

受け入れ条件が整えば退院可能な、いわゆる「社会的入院」をしている精神障害者が、円滑な地域生活への移行と安定した生活を送ることができるよう、モデル的に事業を実施し、評価・検証を踏まえ本格的な支援体制を整備していくもの。

地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会を提供や、社会との交流の促進等の便宜を供与する通所施設で、障害者の地域生活を支援する。

地域福祉権利擁護事業

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者など判断能力が十分でないため、福祉サービスの利用等が自らの判断では難しい方が、地域で安心して生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用手続きなどの援助や代行、また、日常的金銭管理サービスと書類等預かりサービスを行う。

な

ノーマライゼーション

障害がある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常(ノーマル)の社会であるとする考え方。WHOの概念では、個人的な状況だけではなく、参加の制限や活動の制約など社会的な状況も障害の態様の1つととらえており、障害がある人もない人もともに生活し活動できる生活条件・社会をつくりだすことが重視されている。

は

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する障害であって、その症状が通常低年齢において現れるもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害、行動及び情緒の障害とされている。

福祉ホーム

障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある障害者に対し、低額な料金で日常生活に適するような居室その他の施設を提供するとともに、日常生活に必要な利便を提供する施設。

バリアフリー

障害がある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁(バリア：Barrier)となるものを除去(フリー：Free)するという意味で、建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用などにおける障壁の除去も必要であるとされている。

P T (理学療法士 Physical Therapist)

身体や運動発達に障害のある者、またはそれが予測される者に対して、歩行等の基本的動作能力の回復や運動機能の維持、発達を促すことを目的に運動療法を用いて、援助を行ったりする国家資格の専門職のこと。

や

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が快適に利用しやすいよう、製品や建造物、都市や生活環境をデザインすることで、1990年代から普及してきた新しいものづくりの考え方。

要約筆記者

要約筆記により、聴覚障害者や音声言語機能障害者のコミュニケーションを支援する者。

ら

ライフステージ

幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期等、人の一生を身体的、精神的な発達段階に応じて区分した生活段階をいう。

レスパイト

一時休息のこと。短期入所等で障害者を一時的に預かることで、介護者の負担を軽減することを図る。

『新宿区内の障害者関連施設』マップ

平成21年2月現在

<p>区立あゆみの家 区立子ども発達センター (西落合1-30-10)</p>	<p>新宿区社会福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p>	<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都立心身障害者福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>(社福)全国心身障害児福祉財団 中央愛児園 (西早稲田2-2-8)</p>
<p>落合保健センター (上落合4-6-7)</p>	<p>新宿区福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p>	<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都立心身障害者福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>区立障害者福祉センター 区立新宿福祉作業所 新宿あした作業所 (戸山1-22-2)</p>
<p>就労センター「街」 (中落合1-6-21)</p>	<p>新宿区福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p>	<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都立心身障害者福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>新宿第二あした作業所 (西早稲田3-11-6)</p>
<p>風 (中落合4-23-25)</p>	<p>新宿区福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p>	<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都立心身障害者福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>(社福)日本盲人人会連合 (西早稲田2-18-2)</p>
<p>ラパンス (上落合3-34-26)</p>	<p>新宿区福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p>	<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都立心身障害者福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>牛込保健センター 区立新宿生活実習所 (弁天町50)</p>
<p>ふらっと新宿 高田馬場店 (高田馬場4-28-19)</p>	<p>新宿区福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p>	<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都立心身障害者福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都心身障害者福祉センター (戸山3-17-1)</p>
<p>オフィス クローバー (高田馬場3-18-25)</p>	<p>新宿区福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p>	<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都立心身障害者福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都児童相談センター (戸山3-17-2)</p>
<p>区立子ども家庭支援センター (中落合2-7-24)</p>	<p>新宿区福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p>	<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都立心身障害者福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>ふらっと新宿 5号店 (若松河田駅前内)</p>
<p>(社福)日本点字図書館 (高田馬場1-23-4)</p>	<p>新宿区福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p>	<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都立心身障害者福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>新宿区勤労者・仕事支援センター (市谷仲之町2-42)</p>
<p>麻の葉クラブ (高田馬場1-15-6)</p>	<p>新宿区福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p>	<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都立心身障害者福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>ベジタルカフェ ふらっと スポーツセンター内(大久保3-5-1)</p>
<p>(社福)邦友会新宿げやき園 (百人町4-5-1)</p>	<p>新宿区福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p>	<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都立心身障害者福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>区立教育センター (大久保3-1-2)</p>
<p>区立高田馬場福祉作業所 (百人町4-4-2)</p>	<p>新宿区福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p>	<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都立心身障害者福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>新宿区勤労者・仕事支援センター (就労支援室) (市谷薬王寺51)</p>
<p>ハローワーク新宿 (歌舞伎町2-42-10)</p>	<p>新宿区福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p>	<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都立心身障害者福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>区立教育センター (大久保3-1-2)</p>
<p>西新宿保健センター (西新宿7-5-8)</p>	<p>新宿区福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p>	<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都立心身障害者福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>日本盲人職能開発センター (本塩町10-3)</p>
<p>ムツミ第一作業所 (西新宿8-13-18)</p>	<p>新宿区福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p>	<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都立心身障害者福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>フアロ (三栄町8)</p>
<p>ふらっと新宿 歌舞伎町店 (歌舞伎町1-19-3)</p>	<p>新宿区福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p>	<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都立心身障害者福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>まいぺーす (三栄町25)</p>
<p>新宿青年教室 西新宿小学校内(西新宿4-35-38)</p>	<p>新宿区福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p>	<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都立心身障害者福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>ふらっと新宿 四谷店 (四谷2-8)</p>
<p>特別 ① 若竹学級(愛日小学校) 北町26</p>	<p>新宿区福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p>	<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都立心身障害者福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>(社福)ヘレン・ケラー協会 (大久保3-14-20)</p>
<p>② 若草学級(東戸山小学校) 戸山2-34-2</p>	<p>新宿区福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p>	<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都立心身障害者福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>四谷保健センター (四谷4-17)</p>
<p>③ 新苑学級(花園小学校) 新宿1-22-1</p>	<p>新宿区福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p>	<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都立心身障害者福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>新宿区保健所 新宿区役所第二分庁舎 (新宿5-18-21)</p>
<p>④ 若葉学級(落合第二小学校) 上落合2-10-23</p>	<p>新宿区福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p>	<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都立心身障害者福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>新宿区保健所 新宿区役所第二分庁舎 (新宿5-18-21)</p>
<p>⑤ 柏葉学級(柏木小学校) 北新宿2-11-1</p>	<p>新宿区福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p>	<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都立心身障害者福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>新宿区保健所 新宿区役所第二分庁舎 (新宿5-18-21)</p>
<p>⑥ 新苑学級(四谷中学校) 四谷1-12</p>	<p>新宿区福祉協議会 (高田馬場1-17-20)</p>	<p>東京都立心身障害者口腔保健センター (神楽河岸1-1)</p>	<p>東京都立心身障害者福祉協議会 (神楽河岸1-1)</p>	<p>新宿区保健所 新宿区役所第二分庁舎 (新宿5-18-21)</p>

新宿区障害者計画・第2期新宿区障害福祉計画

印刷物作成番号

2008-13-2910

発行年月 平成21(2009)年2月

編集・発行 新宿区福祉部障害者福祉課 電話 03(5273)4516

新宿区健康部保健予防課 電話 03(5273)4066

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

裏表紙の絵は、上から

坂本毅史さん(新宿区立新宿福祉作業所)

後藤公輔さん(新宿区立新宿生活実習所)

浦上 綾さん(新宿区立新宿生活実習所)

の作品です



古紙配合率70%再生紙を使用しています

